

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

東大阪市子どもすこやか部長

5月11日以降の保育園・認定こども園の対応について（お知らせ）

内閣総理大臣から大阪府内全域に対し発出している新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が令和2年5月31日まで延長されました。そのことを受け、本市としては、感染拡大の防止及び園児の安全確保の観点から認定こども園、保育園等の利用について、**下記のとおり臨時休園・登園自粛を5月31日（日）までの間、継続いたします。**

保護者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが感染拡大の防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、6月1日（月）以降及び期間内でも対応を変更する場合には、国及び府の動向を踏まえ改めて通知いたします。

記

1 1号認定の方

臨時休園を下記の期日まで延期します。

2 2号・3号認定の方

下記の期日まで、登園の自粛をお願いします。

保育園・認定こども園を利用できる方

- ・両親（養育をしている者を含む）のいずれかが医療（保健所を含む）、消防、警察、自衛隊、福祉事業（介護、障害、児童福祉施設）に従事している方
- ・その他、お仕事やご家庭の事情がある場合には、各園にご相談ください。

3、期間 令和2年5月31日（日）まで

※5月以降も当面の間、在宅での保育に協力をしていただいた方に対しては、登園を控えた日数の保育料（利用者負担額）を日割り計算し、減額する方向で検討しています。詳細については、決まり次第お知らせいたします。

【臨時休園・登園自粛に関すること】

施設指導課（市役所7階）電話 06-4309-3201

【保育料の決定に関すること】

施設利用相談課（市役所7階）電話 06-4309-3202

【保育料の支払い・還付に関すること】

施設給付課（市役所7階）電話 06-4309-3195